

経済センサス - 基礎調査 調査結果の利活用事例

1 法令に基づく利用

◆ 地方税法

- 地方消費税の清算（地方税法第 72 条の 114、同法施行令第 35 条の 20、同法施行規則第 7 条の 2 の 12）

地方消費税は最終的に消費が行われた都道府県の税込となるよう、各都道府県の「消費に相当する額」に応じてあん分。この「消費に相当する額」は、地方税法施行令及び同法施行規則に定められた「消費に関連する指標」に基づいて計算されており、その指標の一つとして都道府県別従業者数等を利用。

- 地方消費税の市町村に対する交付（地方税法第 72 条の 115、同法施行規則第 7 条の 2 の 15）

清算の後に都道府県の収入となった地方消費税の 1/2 は、安定的な財政基盤確立のため、市町村へあん分して交付。あん分は、経済センサスで把握した各市町村の従業者数等に基づいて行われている。

2 行政上の施策への利用

◆ 経済政策

各省の審議会等において産業別構成比、中小企業に占める小規模企業数の割合、企業の業種別開廃業数など、経済政策に係る調査審議の基礎資料

◆ 雇用政策

- 事業所の従業者数に基づく地域別、年度別の最低賃金引上げ率推移の把握
- 各地の労働基準監督署別に事業所数、従業者数等を集計、地域別産業構造の把握など労働基準行政に活用

◆ 災害復興施策*

東日本大震災による被害状況を把握するための基礎資料

※ 東日本大震災による被害状況の把握及び復興支援を目的として、東日本太平洋岸地域等に係る特別集計や、津波による浸水地域に係る特別集計を行った。

3 その他

- (1) 国民経済計算、都道府県民所得等の推計への利用

経済活動別就業者数の推計の基準改定に際し、産業別の従業者数を利用

- (2) 企業における利用

◆ 企業戦略の策定

市区町村などの地域別に産業別の結果を集計し、地域における産業特性を把握

- (3) 他の統計への利用

毎月勤労統計調査、雇用動向調査、賃金構造基本統計調査、民間非営利団体実態調査、経済産業省企業活動基本調査、特定サービス産業実態調査など、事業所及び企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報として利用

平成26年商業統計調査の概要

調査の目的

商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。

調査の対象及び調査期日

日本標準産業分類に掲げる「大分類I-卸売・小売業」に属する全国の事業所を対象に平成26年7月1日現在で実施。（調査対象：1,716,000事業所）

主な調査事項

【卸売業、小売業での共通事項】

事業所の名称及び電話番号・所在地 経営組織及び資本金額又は出資金額 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号 事業所の開設時期 従業者数等 年間商品販売額等

【小売業に関する特性事項】

小売販売額の商品販売形態別割合：インターネット販売等の無店舗販売の状況把握

セルフサービス方式採用の有無：百貨店と総合スーパーといった業態毎の状況を把握

売場面積：売場面積と販売額の関係性を把握

営業時間等：コンビニエンスストア等の24時間営業の商店の状況を把握

来客用駐車場の有無及び収容台数：来客用駐車場と販売額の関係性を把握

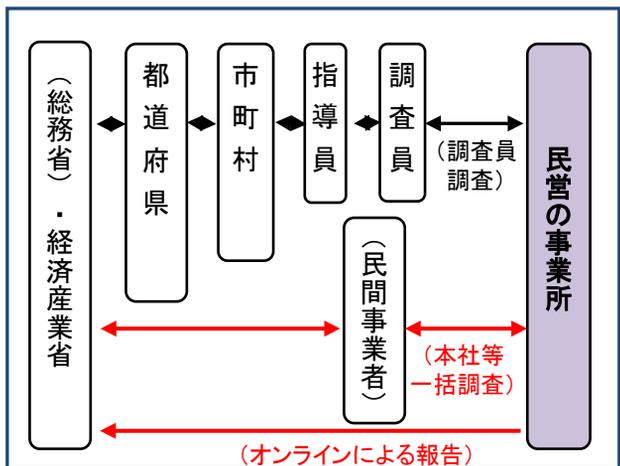
【新規調査事項】

電子マネーによる販売（販売方法別割合）：現金販売に変わる決済方法の実態を把握

インターネット販売（商品販売形態）：電子商取引市場の実態を把握

年初及び年末商品手持額（法人企業のみ）：流通在庫、商業マージンの把握

調査系統



※赤線は前回(19年)調査との変更点

調査票の種類

調査対象の属性にあわせた適切な調査票の配布

【調査員調査用】

- 単独事業所（B調査票）
個人商店等の単独事業所の活動状況を把握。
- 新設事業所（A調査票）
準備調査名簿にない商業事業所は、経済センサス-基礎調査票により把握。

【本社等一括調査用】

- 企業調査票（C調査票）
対象となる企業本社に対し企業全体での活動状況を把握。
- 傘下事業所調査票（C調査票）
対象となる企業傘下事業所ごとの活動状況を把握。

公表

次の各編について、インターネット、刊行物及び閲覧により公表

○商業統計速報

○商業統計表 第1巻産業編（総括表）～第4巻品目編、流通経路別統計編、業態別統計編、立地環境特性別編